○新見公立大学学位規程

平成22年４月１日

規程第61号

改正　平成26年４月１日規程第61号

平成27年４月１日規程第61号

平成29年４月１日規程第61号

平成31年４月１日規程第61号

令和３年４月１日規程第61号

令和５年４月１日規程第61号

（趣旨）

第１条　この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条及び新見公立大学学則（平成22年規則第１号。以下「学則」という。）第30条第２項及び新見公立大学大学院学則（平成26年規則第５号。以下「大学院学則」という。）第28条第２項の規定に基づき、新見公立大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

（学位の種類）

第２条　本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、授与する学位の種類は次のとおりとする。

(1)　学士の種類

健康科学部健康保育学科　学士（保育学）

健康科学部看護学科　学士（看護学）

健康科学部地域福祉学科　学士（地域福祉学）

(2)　修士の種類

健康科学研究科看護学専攻　修士（看護学）

健康科学研究科地域福祉学専攻　修士（地域福祉学）

(3)　博士の種類

健康科学研究科看護学専攻　博士（看護学）

（学位の授与）

第３条　学士の学位は、学則第30条の規定に基づき教授会の審議を経て、本学の学部を卒業した者に学位を授与し、学位記を交付するものとする。

２　修士の学位は、大学院学則第28条の規定に基づき新見公立大学研究科教授会（以下「研

究科教授会」という。）の審議を経て、本学の大学院研究科の修士課程又は博士前期課程において所定の課程を修了した者に学位を授与し、学位記を交付するものとする。

３　博士の学位は、大学院学則第28条の規定に基づき研究科教授会の審議を経て、本学の大学院研究科の博士後期k課程において所定の課程を修了した者に学位を授与し、学位記を交付するものとする。

４　前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を経ない者であっても、本学に学位論文を提出し、研究科の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院学則第28条の規定に基づき研究科教授会の審議を経て、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者にも授与するものとする。

（学位論文の提出資格）

第４条　修士の学位の授与にかかる学位論文（大学院学則第27条第１項に規定する修士論文（以下「修士論文」という。））は、修士課程に２年以上（大学院学則第27条第１項ただし書の規定の適用を受けるものについては、所定の期間以上）在学し、修了に必要な単位を修得した者又は修得できる見込みである者でなければ提出することができない。

２　博士の学位の授与にかかる学位論文（大学院学則第27条第２項に規定する博士論文（以下「博士論文」という。））は、博士後期課程に３年以上（大学院学則第27条第２項ただし書の規定の適用を受けるものについては、所定の期間以上）在学し、修了に必要な単位を修得した者又は修得できる見込みである者でなければ提出することができない。

３　第３条第４項の規定により博士の学位論文を提出できる者は、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者とする。

（修士論文及び博士論文題目の事前届出）

第５条　修士論文及び博士論文（以下「修士論文等」という。）を提出しようとする者は、あらかじめ研究指導教員の承認を得た論文題目を別に定める期日までに新見公立大学大学院健康科学研究科長（以下「研究科長」という。）に届け出なければならない。

（学位の申請）

第６条　修士論文等は、別に定める期日までに研究科長に提出しなければならない。

２　修士論文等には、必要に応じ、参考論文を添付することができる。

３　研究科長は、必要があるときは、当該修士論文等に関係ある資料を提出させることができる。

（審査等の付託）

第７条　研究科長は、修士論文等を受理したときは、その審査及び最終試験を研究科教授会

に付託する。

（学位論文の審査）

第８条　学位論文の審査は、研究科教授会において審査委員会を設けて行う。

２　審査委員会は、研究科教授会を構成する教授３人以上の委員で組織する。

３　前項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要と認めたときは、２人以内に限り、本学大学院研究科の教授、准教授及び講師をもって審査委員に充てることができる。

４　前２項に規定する者のほか、研究科教授会が必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

（最終試験）

第９条　最終試験は、提出された修士論文等を中心として、口述により行うものとする。

（審査等の期間）

第10条　修士論文等の審査及び最終試験については、在学期間内に終了しなければならない。

（審査委員の報告）

第11条　審査委員は、修士論文等の審査及び最終試験を終了したときは、速やかにその結果をまとめて、文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

（学位授与及び学長への報告）

第12条　研究科教授会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を判定し、研究科長は、その結果を文書で学長に報告するものとする。

２　前項の判定には、研究科教授会の構成員（新見公立大学大学院研究科教授会規程第６条ただし書に該当する者は除く。）の３分の２以上の出席者を必要とし、かつ、出席者の３分２以上の賛成がなければならない。

（学位の名称）

第13条　本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「新見公立大学」と付記するものとする。

（学位授与の取消し）

第14条　学長は、学位を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときには、学士については教授会、修士及び博士については研究科教授会の審議を経て当該学位を取り消すことができる。

２　学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

（学位記の様式）

第15条　学位記の様式は、学士については様式第１号、修士及び博士については様式第２号のとおりとする。

（委任）

第16条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学士については教授会、修士及び博士については研究科教授会の審議を経て学長が定める。

附　則

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成26年４月１日規程第61号）

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年４月１日規程第61号）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成29年４月１日規程第61号）

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成31年４月１日規程第61号）

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日規程第61号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月１日規程第61号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

様式第1号(第15条関係)
学士の学位記の様式

第○○○号

卒　業　証　書　学位記

大学印章

○　○　○　○

○○年○○月○○日生

本　学　健　康　科　学　部　○　○　学　科　所　定　の　課　程　を　修　め　て　卒　業　し　た　こ　と　を　認　め　学　士　(○　○　学)　の　学　位　を　授　与　す　る

○○年○○月○○日

新見公立大学

学長

職印

様式第2号（第15条関係）
修士及び博士の学位記の様式

第○○○号

学　位　記

大学印章

○　○　○　○

○○年○○月○○日生

本学大学院健康科学研究科○○学専攻所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので○士（○○学）の学位を授与する

○○年○○月○○日

新見公立大学

学長

職印

様式第１号（第15条関係）

様式第２号（第15条関係）